新富町空き家バンク制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新富町における空き家の有効活用を通して、新富町民、都市住民と

の交流拡大及び定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度（以下「空

き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるとこ

ろによる。

（１）空き家等　町内に存在する建物で空き家・空き店舗・空き事業所（近く空き家・空

き店舗・空き事業所となる予定のものを含む。）をいう。ただし、既に売買又は賃貸の

目的となっている建物であって当該目的のために建築又は取得したものを除く。

（２）所有者等　空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等

を行うことができる者をいう。

（３）空き家バンク　空き家等の売買、賃貸を希望するその所有者等から申込みを受けた

情報を、利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

　（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

　（空き家の登録申込み等）

第４条　空き家バンクによる空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家

バンク登録申込書（様式第１号）に空き家バンク登録カード（様式第２号）を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適

切であると認めたときは空き家バンク登録台帳に登録しなければならない。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（１）当該空き家の老朽化が著しいもの、又は大規模な修繕が必要なもの

（２）当該空き家の所有者等が新富町暴力団排除条例（平成23年条例第10号）第２条第

１号から第３号までに規定する者（以下「暴力団関係者等」という。）であるとき

（３）当該空き家の所有者等が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第２条第３

　　号に規定する宅地建物取引業者（以下「宅建取引業者」という。）であるとき

３　町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第

３号）により当該申込者に通知するものとする。

４　町長は、第２項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家バンクによること

が適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

　（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条　前条第３項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「空き家登録者」

という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録変更届（様

式第４号）を町長に提出しなければならない。

　（空き家バンクの登録の取消し）

第６条　空き家登録者は、その取消しをしたいときは、空き家バンク登録取消届（様式第

５号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、次に掲げる場合は、空き家バンク台帳の登録を取消しするとともに、空き家

バンク登録取消通知書（様式第６号）により当該空き家登録者に通知するものとする。

（１）前項に規定する届出があったとき。

（２）登録の日から５年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。

（３）空き家等の登録申込内容に虚偽があったとき。

（４）その他町長が必要と認めるとき。

　（利用登録）

第７条　空き家バンク台帳の情報の提供を受けようとする者は、空き家バンク利用登録申

込書（様式第７号）により町長に申し込まなければならない。

２　町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、

利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、空き家バンク利用登録者

台帳に登録しなければならない。

（１）空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

（２）空き家等に定住し、又は定期的に滞在して、新富町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活しようとする者

（３）その他町長が適当と認めた者

３　前項の規定にかかわらず、当該申込者が暴力団関係者等、又は宅建取引業者であると

きは、空き家バンク利用登録者台帳に登録しない。

４　町長は、第２項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（様

式第８号）により当該申込者に通知するものとする。

　（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第８条　前条第４項の規定による登録の通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、

当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録変更届（様式第９

号）を町長に提出しなければならない。

　（利用登録者の取消し）

第９条　利用登録者は、その取消しをしたいときは、空き家バンク利用登録取消届（様式

第10号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの利用登

録台帳の登録を取り消すとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（様式第11号）を

当該利用登録者に通知するものとする。

（１）前項に規定する届出があったとき。

（２）利用登録から２年を経過したとき。ただし、改めて登録申込みを行うことにより再

登録した場合は、この限りでない。

（３）利用登録申込内容に虚偽があったとき。

（４）空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれ

があると認められるとき。

（５）その他町長が適当でないと認めたとき。

　（情報の提供等）

第10条　町長は、利用登録者から空き家バンク台帳に登録された情報の提供を求められた

場合は、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

２　町長は、前項の規定により情報を提供した場合は、当該情報の空き家登録者にその旨

を通知するものとする。

３　前項の通知を受けた空き家登録者は、町長に情報の提供を受けた利用登録者への回答

を報告するものとする。

　（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第11条　町長は、登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買等の契約について

は、一切これに関与しないものとする。

　（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

この告示は、公布の日から施行する。